

〔共同研究〕

## 頼瑜撰 『真俗雜記問答鈔』 訳注（六）——卷第四ノ一——

『真俗雜記問答鈔』 訳注研究会

はじめに

『真俗雜記問答鈔』は、新義真言教学の祖とされる中性院俊音房頼瑜僧正（一二二六～一三〇四）（以下、頼瑜）が、その時々書き留めた記事を集成した書物である。

なお、『真俗雜記問答鈔』の概要ならびに本研究会の活動経緯については、前稿『真俗雜記問答鈔』訳注研究会「〔共同研究〕 頼瑜撰『真俗雜記問答鈔』 訳注（一）～（五）——卷第一～卷第三ノ一——」『大正大学綜合佛教学研究所年報』五六～四〇・二〇一四～二〇一八年を参照されたい。

本研究会は『真俗雜記問答鈔』の諸写本を聚集し、なかでも巻数の揃った最も古い写本である「智積院新文庫蔵本」を底本に定め、順次校訂本文の作成と訳注研究を進めている。

今回報告するのは、新文庫蔵本全二五冊のうち、整理番号・新文庫三一―四―（二五―二）に相当する一冊の冒頭部分（一丁裏～六丁表）である。本書は、外題に「真俗雜記卷四」とあり、内題は「秘蔵口伝抄第四」とある。この「秘蔵口伝抄」という名称はその内容に起因するものと考えられるが、外題との関係性については今後の課題である。これらも勘案し、本書を「卷第四」と定め、今回報告する冒頭部分を仮に

「卷第四ノ一」とした。

## 凡例

一、本稿は、頼瑜撰『真俗雜記問答鈔』の【本文】に校訂を加え、条目ごとに【校勘】【訓読】【注釈】【解説】を施したものである。

二、【本文】は、智積院新文庫蔵本（寛永一六年（一六三九）写）を底本とし、次の諸本により校訂を施した校訂本文である。諸本に付された返点と送り仮名をもとに、返点と句読点を補い、文意に応じて適宜改行した。

三、【校勘】には、本文に対する諸本の差異を示した。また本文の表記が底本に依らない場合は、その根拠を記した。校合に用いた諸本の略号と該当箇所は次の通り。なお諸本に記された補入符や傍注による本文補訂は、〔種注〕〔東注〕のように示した。

①底 智積院新文庫蔵『真俗雜記』四（新文庫三一―四―（二五―二）・一丁裏―六丁表）

②種 智積院大学蔵『真俗雜記問答抄』元自卷至五（五六丁裏―六一丁表）

③東 東大寺図書館蔵『真俗雜記』四五（二丁裏―四丁裏）

④慈 智積院智山書庫蔵『真俗雜記』四二（慈忍本）（智山書庫二七―四六―二―（二二―二）・一丁裏・五丁表―八丁表）

⑤海 智積院智山書庫蔵『真俗雜記』（海応本）（智山書庫六一―一四―（七―二）・一六丁裏―一八丁裏）

⑥長 智積院大学密教資料研究所長谷文庫蔵『真俗雜記』第四二（二丁裏・五丁表―九丁表）

(「写真篇『真俗雜記』二『種智院大学密教資料研究所紀要』第九号・二〇〇七年、一〇六頁・一〇九頁・一一三頁。(●)対校本①本と同本と考えられる)

● 『真言宗全書』所収『真俗雜記問答鈔』第一(高野山南院松永有見師蔵写本)(真全三七・三頁上・五頁下)

また●に付記される次の校訂本の校異についても、底本と比較して差異を示した。

① 口本(高野山正智院蔵写本)

四、【本文】の条目ごとに適宜に題名を付け、通番号を付した。巻第四ノ一に収録される条目は次の通り。

六九、慈恩釈云事

七〇、第七住心無相離即俱過失事

七一、一道之乘馳三駕文一道者一乘歟事

七二、以羊鹿牛喻三乘事

七三、唯蘊迷無性事

七四、他縁阻境智事

七五、作論義於兩方有三說事

七六、兩方論義二用同題俱將如何可云耶事

七七、進難問者取牒歟事

七八、初論義作過之時先沙汰之歟事

七九、論匠隨喜導師作法事

五、【本文】の校訂に際しては、いわゆる異体字の類もふくめて、原則として通行の字体に改めた。ただし、『全訳漢辞海』第三版・三省堂・二〇一五年において別字として示されているものはそのまま表記した(例：証・證、弁・辨・辯・瓣・辦)。また略字なども本来の字体に改めた(例：マカヒルサナ↓摩訶毘盧遮那、介↓金剛、圣↓経、井↓菩薩)。また踊り字も元の字体に改めた。なお中略を意味する○は、そのまま示した。

六、【校勘】に用いる記号は、次の通り。

- 表記なし ↓ なし ○虫損・欠損 ↓ ㊦ ○判読不能文字 ↓ □  
 ○見消ち ↓ ㊧ ○墨消し ↓ ■ ○空画 ↓ 「」 ○頭点 ↓ ●
- 七、【訓読】は、通読の便を考慮し、文意に応じて適宜改行し、段落を設けた。句読点を施し、漢字は原則として通行の字体を用いた。また校訂者による振り仮名も表記した。なお傍注はへゝに、割注は「」に記した。また書名は原則として『』で囲った。
- 八、【注釈】における主要引用文献の略号は次の通り。

『大正新脩大藏経』 ↓ 大正、『卍統藏経』 ↓ 卍統、『日本大藏経』 ↓ 日藏、『弘法大師全集』 ↓ 弘全  
 『真言宗全書』 ↓ 真全

- 九、【注釈】【解説】において、主な参考文献として以下を用いた場合、特に表記しなかった箇所もある。  
 里見泰穂「吉蔵の法華経解釈―吉蔵の法雲批判を中心として―」『法華経の思想と文化』平楽寺書店・一

九六五年

丸山孝雄『法華教学研究序説 吉蔵における受容と展開』平楽寺書店・一九七八年

栗山秀純「『塵塚』―新義方論議作法―」『豊山学報』二五・一九八〇年

梶尾祥雲『日本密教学道史』梶尾祥雲全集六・臨川書店・一九八八年

高井観海「伝法大会豎義綱要」『高井観海著作集』三・うしお書店・二〇〇一年

智山伝法院編『智山の論義―伝法大会と冬報恩講―』智山伝法院選書一一・二〇〇五年

高橋秀城「頼瑜の学問と和歌」『中世宗教テクストの世界へ』名古屋大学大学院文学研究科・二〇〇

三年

吉津宣英「吉蔵の唯識大乘義批判」『吉津宣英著作集』一・臨川書店・二〇一八年

一〇、本稿の執筆担当者は次の通り。各担当箇所【解説】末尾の（ ）内に執筆者名を記した。

小宮俊海（研究会代表・大正大学総合仏教研究所研究員）

野々部利生（大正大学総合仏教研究所研究生）

増山賢俊（大正大学総合仏教研究所研究員）

中村賢識（大正大学総合仏教研究所研究員）

なお、全体の訳注検討、ならびに編纂・校正を小林崇仁（蓮花寺佛教研究所研究員）、寺山賢照（大正大学総合仏教研究所研究員）、久保田綾（大正大学総合仏教研究所研究生）、別所弘淳（大正大学非常勤講師）、小崎良行（大正大学大学院博士後期課程）も執筆担当者と共同で行った。

## 訳注研究

### 六九、慈恩釈云事

#### 【本文】

慈恩釈云、開者双開<sup>①</sup>出生・顕證之義<sup>②</sup>、出<sup>③</sup>生菩提<sup>④</sup>・顕<sup>⑤</sup>證涅槃<sup>⑥</sup>。示者別顯<sup>⑦</sup>法身・涅槃<sup>⑧</sup>。○。悟者別顯<sup>⑨</sup>報身・菩提第一究竟本有種子<sup>⑩</sup>。入者因行之義<sup>⑪</sup>。

義疏第六云、即此衆生、值<sup>⑫</sup>三菩薩<sup>⑬</sup>、聞<sup>⑭</sup>說<sup>⑮</sup>三乘教<sup>⑯</sup>、種<sup>⑰</sup>三乘種子<sup>⑱</sup>一名<sup>⑲</sup>三十子<sup>⑳</sup>。漸次修行成<sup>㉑</sup>三乘聖人<sup>㉒</sup>。故名<sup>㉓</sup>羅漢・辟支、及以菩薩<sup>㉔</sup>。即此三乘人、若聞<sup>㉕</sup>法花<sup>㉖</sup>同悟<sup>㉗</sup>一乘<sup>㉘</sup>並名<sup>㉙</sup>菩薩<sup>㉚</sup>。即此菩薩修行滿足

故名為<sup>レ</sup>仏<sup>文</sup>。

【校勘】

- (1) 開…長開示。
- (2) 者…<sup>底</sup>欠、<sup>種東</sup>慈<sup>長</sup>真<sup>口</sup>により補う。
- (3) 因…<sup>慈</sup>長なし、<sup>慈注</sup>長注、<sup>慈注</sup>因イ。
- (4) 教…<sup>慈</sup>權、<sup>長</sup>故、<sup>慈注</sup>故イ。
- (5) 名…<sup>慈</sup>長<sup>真</sup>各。
- (6) 三十子…<sup>長</sup>なし。
- (7) 三乘人…各菩薩…<sup>真</sup>なし。
- (8) 若…<sup>慈</sup>真別、<sup>慈注</sup>若イ。
- (9) 華…<sup>底</sup>種<sup>東</sup>海<sup>長</sup>真<sup>花</sup>、<sup>慈</sup>により改む。
- (10) 悟…<sup>東</sup>證、<sup>慈注</sup>居イ。

【訓読】

慈恩の<sup>1</sup>積に云く、開とは双びて出生・顕證の義を開き、菩提を出生し涅槃を顕證す。示とは別に法身・涅槃を顕す。○。悟とは別に報身・菩提の第一究竟にして本有の種子なるを顕す。入とは因行の義なりと文り。

<sup>2</sup>義疏第六に云く、即ち此の衆生、仏菩薩に値ひ、三乗の教を説くを聞きて、三乗の種子を種うるを<sup>3</sup>三十子と名づく。漸次に修行して三乗の聖人と成る。故に<sup>4</sup>羅漢・辟支、及び菩薩と名づく。即ち此の三乗の人、若し法花を聞きて同じく一乗を悟れば並びに菩薩と名づく。即ち此れ菩薩の修行満足の故に名づけて仏と為すと文り。

【注釈】

(1) 慈恩釈・基撰『妙法蓮華經玄贊』卷三末(大正三四・七一〇頁下、七一一頁上)の取意文。

(2) 義疏第六・吉蔵撰『法華義疏』卷六(大正三四・五三四頁上)

(3) 三十子・『妙法蓮華經』卷二「譬喻品第三」に「周匝俱時歛然火起焚<sub>レ</sub>燒舍宅」。長者諸子、若二十或至<sub>三</sub>三十一。在<sub>二</sub>此宅中<sub>一</sub>。長者見<sub>下</sub>是大火從<sub>二</sub>四面<sub>一</sub>起<sub>上</sub>、即大驚怖(大正九・一二頁中)とあるように火宅の喩において煩惱に纏われた一切衆生の譬喩として、火中の長者宅には、三十人の童子がいるとされる。

(4) 羅漢・辟支・阿羅漢(arhat)と辟支仏(pratyeka-buddha)のこと。法華一乗に対し、三乗の教えは声聞乘・縁覚乘・菩薩乘の三乗といわれる。ここでは、声聞乘を羅漢、縁覚乘を辟支と称している。

### 【解説】

本条目は、各諸写本において表紙見返しや条目目次の前など巻四の冒頭に記され、条目としては立項されていらない。内容は、『妙法蓮華經』(以下、『法華經』)注釈書関係ならびに嘉祥大師吉蔵(五四九〜六三三)の著作からの引用であり、卷三との継続性も想起される。

具体的な内容としては、慈恩大師基(六三三〜六八二)撰『妙法蓮華經玄贊』(以下、『法華玄贊』)卷三末と吉蔵撰『法華義疏』卷六からの引用を列記しており、ともに「譬喻品第三」所説の「火宅の喩」と「方便品第二」所説の①煩惱障を断じて、法身を證し、涅槃を顕證す(断徳)と②所知障を断じて、報身を證し、菩提を出生す(智徳)の「開示悟入」との関係に関する記述の箇所である。

前半の『法華玄贊』の引用は『法華經』所説の「開示悟入」についてそれぞれに開いて解釈を示す箇所である。まず、仏果の無上(菩提・涅槃の他に勝過するものが無いこと)を顕し、双じて、法身・涅槃を顕證

し、報身・菩提を出生せしむることを「開」とする。そして、仏果の同（三乗が無二平等であること）を顕し、別に法身・涅槃を顕證せしむることを「示」とする。さらに、仏果の勝（二乗には不知なる究竟であること）を顕し、別して報身・菩提を出生せしむることを「悟」とする。最後に、仏果の因（仏果の證獲するための因行）を顕し、仏果に趣入せしむるを「入」とする。

後半の『法華義疏』の引用は声聞・緣覺・菩薩の三乗が『法華經』の教えを聞いて仏一乗に入る過程を示している。衆生は仏菩薩より三乗教を聞いた時点では、いまだ火宅に取り残された三十子の段階で漸次修行が必要であるとされる。そのため、声聞・緣覺・菩薩とそれぞれに名前が付されている。しかし、これらの人々も法華一仏乗の教えを聞いたならば総じて菩薩となり、菩薩としての修行を満足して成仏することが可能であるという。

本条以降の巻四の条目には、同じく火宅の喩に関する条目もあり、内容的に関連性がうかがえる。また、㊦には、『法華義疏』の引用がなく、他写本と系統を異とすることがわかる。これらから考えると㊦が校勘諸写本のうち最も古い形態を示す可能性も考えられる。

（小宮俊海）

## 七〇、第七住心無相離即俱過失事

【本文】

① 秘藏口伝抄第四 亦名「真俗雜記問答鈔」

② 第七住心



問。(4) 大乘玄二諦義云、開善明二諦一体(5) 用(7)(8) 即是(9) 一。竜光明二諦各体(6) 用(9) 無相離即(10) 一云云。今此即是即、無相離即俱可レ云レ失耶。

答云、律師御房仰云、嘉祥所レ破也。所以俱失也。其故即是即、二諦一体談故(13) 墮(14) 二見(15) 一。無相離即、二諦各体不離故(16) 墮(17) 二見(18) 一。是等見離云レ即也。故釈云、今明、二諦非一非異。離(19) 四句(20) 一為レ体。亦明、非一非異非(21) 不相離即(22) 一。非(23) 即是即(24) 一。離(25) 四句(26) 一為レ即(27) 一。故非(28) 此二義(29) 一。故不二(30) 之号立(31) 云云。

【校勘】

- (1) 秘藏口々問答鈔…海なし。
- (2) 鈔…種(東)慈(長)抄。
- (3) 第…底(慈)一第、(東)△第、(海)●第。(種)長により改む。
- (4) 問…東一●問。
- (5) 開…種聞。
- (6) 体…慈(長)諦。
- (7) 即…種(東)なし。
- (8) 是…口是ノ即。
- (9) 離…底(注)離。
- (10) 即…慈(注)イ無。
- (11) 云…海なし。
- (12) 破…慈なし、(慈)補 破イ。
- (13) 破…慈なし、(慈)補 破イ。
- (14) 墮…種(長)隨。
- (15) 体…海別、(長)諦。
- (16) 墮…種(長)隨。
- (17) 釈…底(種)東(慈)海(長)尺。(真)により改む。以下、示さず。
- (18) 云…海云云。
- (19) 今…底(欠)、(種)東(慈)長(真)により補う。
- (20) 今明二々立云…海なし。
- (21) 句…慈なし、(慈)補 句イ。
- (22) 即…慈(注)イ無。
- (23) 二…慈(注)長(注)異イ。

【訓読】

秘藏口伝抄第四「亦た真俗雜記問答鈔と名づく」

第七住心

問ふ。『大乘玄』<sup>②</sup>「二諦義」に云く、開善は二諦一体を明かし即是を用ふ。<sup>④</sup> 竜光は二諦各体を明かし無相離の即を用ふと云ふ。<sup>③</sup> 今此の即是の即、無相離の即は俱に失と云ふべしや。<sup>⑤</sup>

答へて云く、律師御房の仰せに云く、嘉祥の破する所なり。所以に俱に失なり。其の故は即是の即は、二諦一体と談ずるが故に一の見到に墮す。<sup>⑥</sup> 無相離の即は、二諦各体にして不離なるが故に二の見到に墮す。<sup>⑦</sup> 是等の見を離るるを即と云ふなり。故に釈して云く、今明かさく、二諦は非一非異なり。<sup>⑧</sup> 四句を離れて体と為す。亦た明かさく、非一非異なるは不相離の即にあらず。即是の即にあらず。<sup>⑨</sup> 四句を離れて即と為すと文り。故に此の二義を非とす。故に不一不二の号を立つと云ふ。<sup>⑩</sup>

【注釈】

(1) 第七住心…空海撰『秘密曼荼羅十住心論』(以下、『十住心論』)(弘全一・一二五〜四一五頁)に説かれる第七覚心不生住心のこと。覚心不生住心は三論に相当する。

(2) 『大乘玄』…吉蔵撰『大乘玄論』(大正四五・二二頁下〜二二頁上)

(3) 「二諦義」…吉蔵撰『大乘玄論』では、八つの科文を立て、その第一の科文が「二諦義」である。吉蔵には別に二諦について述べた『二諦義』(大正四五・七七頁中〜一一五頁上)という著作があるが、該当文章は『大乘玄論』のため、ここでの二諦義とは、『大乘玄論』の科文である「二諦義」であると考え

られる。

(4) 開善・開善寺智藏(四五八〜五二二)のこと。光宅寺法雲(四六七〜五二九)、莊嚴寺僧旻(四六七〜五二七)とともに梁の三大法師と称される学僧である。『続高僧伝』巻五(大正五〇・四五九頁下〜四六七頁中)に智藏に関する伝記がみられる。著作に関しては現存しないものの、大安寺の安澄(七六三〜八一四)撰『中論疏記』(大正六五・一頁上〜二四八頁下)に智藏の説が多く引用され、『成実論大義記』なる著作が存在していたことが窺える。

(5) 竜光・竜光寺僧緯(生没年不詳)のこと。智藏の弟子。

(6) 律師御房・観音院廻心房真空(一一二〇〜一二六八)(以下、真空)のこと。「仰せに云く」とあることと「秘藏口伝抄」という題をもつてすれば、頼諭と教学的交渉があり、三論教学に長けている人物であることが想定される。これらの条件を満たす人物は真空であろう。真空は、元の諱を定兼といい、『本朝高僧伝』(大日一〇三・七八四頁下)には、「称<sub>二</sub>東大寺之碩才<sub>一</sub>、勅<sub>二</sub>任律師<sub>一</sub>。空意不榮。甘<sub>二</sub>退枯寂<sub>一</sub>。本名定兼、革<sub>二</sub>今之名<sub>一</sub>、遂辞<sub>二</sub>僧職<sub>一</sub>、随<sub>レ</sub>縁去留」とあり、官職である律師の位を辞して改名したことが記されている。その他、『大悲菩薩覺盛並弟子行状集』「遍照心院開基真空律師行状」(日藏六九・一一三頁上〜一二四頁下)などの史料名からも真空が律師であったことが窺い知れる。さらに、当巻の別の箇所では「廻心房律師口云」(真全三七・五頁下)とあることから、当巻が撰述された頃に真空を律師と称していた可能性を指摘できる。また、真空は東大寺東南院の貞禪(生没年未詳)より三論を修学し、凝然(一二四〇〜一三二二)撰『浄土法門源流章』(大正八四・二〇一頁中)では「真空上人三論名哲、遁世之後専弘<sub>二</sub>真言<sub>一</sub>」とあるように三論教学に長けていたことがわかる。頼諭は真空より『秘鈔』や種々の法流を受法し、頼諭の諸著作で「木幡義」として真空の説が重用されることは周知の事実で

ある。そして、高橋秀城「頼諭の学問と和歌」(『中世宗教学テクストの世界へ』名古屋大学大学院文学研究科・二〇〇三年・七八頁)では、いくつかの和歌集を検討したうえで「頼諭も真空より歌を習う機会があったのではないかと推察される」との見解を示している。これによって頼諭は真空より、真言以外にも様々な事を受学していたと想起することができ、なんらかの形で三論の教理を真空より習っていた可能性は否定できない。頼諭が真空より親しく受法したのは、木幡観音院で文応元年(一一六〇)からの五年間である。藤田隆乗「木幡の真空と頼諭」(『新義真言教学の研究』大蔵出版・二〇〇二年・三三四頁)では、頼諭と真空の出会いについて頼諭が南都に遊学していたと推測される建長元々四年(一二四九・一二五〇)頃であるとし、「もし建長三年であるとすれば、この年、真空は東大寺戒壇院に移住し『法華義疏』、『三論玄義』を講義しているのです、この時、二人が出会った可能性はあるだろう」と論じている。

(7) 嘉祥・嘉祥大師吉蔵(五四九〜六二三)のこと。中国六朝時代末から唐初期にかけての三論学僧。一説によれば、七歳のころ法朗について出家し、二一歳で具足戒を受ける。隋が興ると、会稽の嘉祥寺に止まり、『中論疏』『百論疏』『十二門論疏』など多くの疏を著した。開皇の末頃には、煬帝の勅により揚州の慧日道場に住し、のちに日嚴寺に移る。晩年は、武徳の初め頃に十大徳の一人に選ばれると実際寺・定水寺・道宗寺に住し、のちに齊王元吉の崇仰を受けて延光寺に移る。門下には、慧朗・慧灌・智凱などの俊才が多く、摂山棲霞寺の僧朗にはじまる摂山三論学を継承して大成させた三論宗中興の祖として仰がれている。

(8) 一の見・複数の物事を一体として包括的に見ること。すなわちここでは、二諦を一体と捉えている。

(9) 一の見・一の見とは逆に、複数の物事を個別として対立的に見ること。

(10) 釈して云く：『大乘玄論』巻第一(大正四五・二二頁下)

(11) 四句…四句分別のこと。有・空・亦有亦空・非有非空の四種に分けて物事を捉える論法である。

(12) 不二不二の号…空海撰『十住心論』「覺心不生住心第七」の冒頭には、三論宗の大意を述べ「不二不二之号立。二諦四中之称頭。觀「空性於無碍」。越「戲論」(弘全一・三三八頁)とある。

### 【解説】

本条目は、三論の教理について解説され、特に吉蔵撰『大乘玄論』「二諦義」に説かれる二諦説を取り上げている。

まず『大乘玄論』「二諦義」に説かれる智蔵の二諦一体説と僧綽の二諦各体説を挙げる。そして、成実師である智蔵と僧綽の二諦説を否定し、その後吉蔵(三論)の二諦説を正義として説明する構成になっている。ただし、ここでは頼諭が直接的に智蔵・僧綽の説を否定する訳ではなく、律師御房の見解として述べられる。

智蔵は俗即真・真即俗という考え(即是)のもと、真と俗の実体は同一であると主張し、僧綽は、真と俗の実体は別であるものの真と俗は互いに離れることなく存在しているとす二諦不離相即説(別体説)を成立させた。そのような両者の見解に対して吉蔵は、「二諦は「同一である」・「別異である」・「同一かつ別異である」・「同一でなく別異でもない」という四つの状態を離れたものであるという独自の二諦説を展開する。

また本条目は冒頭に「第七住心」とある。第七住心は空海の『十住心論』および『秘蔵宝鑰』において三論を説く住心である。しかし、両書において二諦に関する記述が確認できるのは『十住心論』のみであ

る。ことに本条日は『十住心論』中の「不二不三之号立」という文言を、『大乘玄論』の教説を踏まえつつ、律師御房が解釈したものである。

なお、頼瑜撰『十住心論衆毛鈔』卷七（真全一〇・四四二頁上、四四三頁上）に「色空相即離二四句一事」として、類似の問答が存在する。そこには吉藏の説を受けて「私云、若依二此釈者、今離二四句一云レ即。非二不離即一、非二即是即一也。但下云二不離一、離二四句二云二不離一、云二不異一歟」という疑問を呈している。しかし、その後、經典の引用をするのみで頼瑜の見解は見受けられない。

（野々部利生）

## 七一、一道之乘馳三駕<sup>文</sup>一道者一乘歟事

### 【本文】

問<sup>①</sup>。論云、一道之乘馳<sup>②</sup>三駕<sup>③</sup>。一道者一乘歟。同仰云、一乘云香象・天台等一乘異也。嘉祥意<sup>④</sup>三乘中菩薩乘一乘云也。是則大白牛車也。全三車外別非<sup>⑤</sup>有<sup>⑥</sup>大白牛車。三論宗立<sup>⑦</sup>三車<sup>⑧</sup>。故但羊・鹿・牛<sup>⑨</sup>之中<sup>⑩</sup>牛菩薩乘。大白牛車菩薩乘取<sup>⑪</sup>果也。法華遊意云、小志前開故早馳<sup>⑫</sup>羊・鹿<sup>⑬</sup>、大心後發方駕<sup>⑭</sup>此白牛<sup>⑮</sup>。文。

### 【校勘】

- (1) 問…底(底)長(長)真(真)二問、(東)二●問、(海)●問、(種)により改む。  
(2) 云…(海)者。  
(3) 香象天く乘異也…(海)なし。

- (4) 乘…海乘云。
- (5) 云也…海なし。
- (6) 也全三ノ白牛車…海なし。
- (7) 但羊鹿牛…海なし。
- (8) 羊…種半。
- (9) 之…慈長真也、海なし。
- (10) 乃…海真なし。

- (11) 薩…種提。
- (12) 薩…種提。
- (13) 華…底種東海長真花、慈により改む。
- (14) 遊…底種東慈海長述、真により改む。
- (15) 志…慈長真者、慈注長注志イ。
- (16) 開…種東間。
- (17) 故…種故故。

【訓読】

問ふ。『論』<sup>①</sup>に云く、一道の乘に三駕を馳すと文り。一道とは一乗か。同じく仰せに云く、一乗と云ふはとて香象・天台等の一乗には異なるなり。嘉祥の意は三乗の中の菩薩乗を一乗と云ふなり。是れ則ち大白牛車なり。全く三車の外に別に大白牛車有るに非ず。三論宗には三車を立つ。故に但だ羊・鹿・牛の中の牛は菩薩乘なり。大白牛車は菩薩乗に取りて果を挙ぐるなり。『法華遊意』<sup>②</sup>に云く、小志は前に開くが故に早く羊・鹿を馳せ、大心は後に発して方に此の白牛に駕すと文り。

【注釈】

(1) 『論』…空海撰『秘密曼荼羅十住心論』(以下、『十住心論』)のこと。『十住心論』卷七冒頭の覚心不生住心の内証を説く「一念之念経三天而勤自行、一道之乘馳三駕而勞化他」(弘全一・三三八頁)の一部分を引用している。また、空海撰『秘藏宝鑑』卷下(弘全一・四五三頁)にも同様の記述が見ら

れる。一道とは一実中道の略であり、善無畏口説・一行筆記『大毘盧舎那成仏経疏』『受法方便学処品第一八』（大正三九・七五八頁中）では、「一道者即是一切無礙人、共出生死直至道場之道也。而言一者、此即如如之道、独一法界、故言一也」と述べられている。また三駕とは三つの駕（声聞乘・縁覺乘・菩薩乘）を指す。この『十住心論』の文は、一念の間に三大阿僧祇劫を経て自行を修し、絶対的に真実な相対性を超えた立場で、非有非空の中道の教え（菩薩乘）を三つの駕の三乗にのせて馳せ、人々を導くという意である。本条目において『十住心論』からの引用に続けて「一道者一乘歟」と述べており、三車家四車家の問題を提示するために引用したとみられる。

(2) 仰せに云く…前条目と同様に律師御房をさすと考えられ、木幡観音院真空（一一〇四～一二六七）に比定される。

(3) 香象…香象大師法藏（六四三～七二二）のこと。法藏は中国初唐時代の華嚴教学の大成者。長安で生まれ、十七歳で太白山に入り修行し、洛陽の雲華寺の華嚴宗第三祖至相大師智儼（六〇二～六六八）より実叉難陀訳『大方広仏華嚴経』（八〇巻）の講義を受けた。咸亨元年（六七〇）太原寺を則天武后（六二四～七〇五）が建立すると、師道成等の推挙により、勅を受けて出家し、太原寺や雲華寺で『華嚴経』を講じた。永隆元年（六八〇）には地婆訶羅（六一三～六八七）の訳場において「入法界品」の梵本を校勘し、『華嚴経』（六〇巻）の闕文を補っている。証聖元年（六九五）に実叉難陀（六五二～七二〇）が大内遍空寺において『華嚴経』（八〇巻）を訳経する時には筆授を担当した。洛陽、西安など五箇所に華嚴寺を建て、華嚴和尚と称された。華嚴一宗を大成し、唐第四代皇帝中宗（六五六～七一〇）、唐第五代皇帝睿宗（六六二～七二六）の戒師となり、則天武后に重用された。先天元年（七二二）大薦福寺で入滅。『華嚴五教章』『大乘起信論義記』など多くの書物を著し、門下には宏観・文超・智光・宗一・慧苑・



慧英等がいる。後世華嚴宗の第三祖として仰がれている。

- (4) 天台…天台大師智顛(五三八〜五九七)のこと。智顛は梁・陳・隋にかけて活躍した。荊州華容県(湖南省北端)に生まれ、一八歳の時沙門法諸について湘州果願寺で出家し、慧曠律師から律蔵を学び、兼ねて大乘經典も学んだ。その後、天嘉元年(五六〇)光州大蘇山に入り南岳大師慧思(五一五〜五七七)の許で法華三昧を行じた。慧思の付属を受けて光大元年(五六七)金陵(南京)に入り、瓦官寺において禅法を弘めた。太建七年(五七五)天台山に入り、その後、天台山から金陵に下りて禎明元年(五八七)には光宅寺で『法華經』を講じた。開皇一年(五九二)晋王広(後の隋第二代皇帝煬帝)(五六九〜六一八)に菩薩戒を授けて智者大師の号を贈られた。開皇一七年(五九七)天台山にて入滅。著作は『法華玄義』『法華文句』『摩訶止観』など多くあり、門下には灌頂・智越・智操等ら三二人がいる。中国天台宗の祖として仰がれている。

- (5) 嘉祥の意…嘉祥大師吉蔵(五四九〜六二三)の事績については前条目の【注釈】(7)参照。本条目では、三乗の中の菩薩乗が一乗であるかどうかが問題となっている。同一であれば三車、異なれば四車となる。田村芳朗・藤井教公『《仏典講座七》法華經』上(大蔵出版・一九八八年)によれば、中国では、三論宗の吉蔵や法相宗の慈恩大師基(六三二〜六八三)が三車家の立場を取り、華嚴宗の光宅寺法雲(四六七〜五二九)や天台宗の智顛が四車家の立場を取った。論争が起きた主な原因は、鳩摩羅什訳『妙法蓮華經』「方便品第二」の「如来但以二一仏乗」故、為二衆生「説」法。無レ有ニ餘乗若二若三」(大正九・七頁中)の「若二若三」を「二乗、あるいは三乗」と解釈するか「第二の乗、第三の乗」と解釈するかの違いによる。吉蔵の『法華經』に関する注釈書は『法華玄論』一〇卷(大正三四・一七二〇番)・『法華義疏』一二卷(大正三四・一七二二番)・『法華遊意』一卷(大正三四・一七

二二番)・『法華統略』六卷(中統二七・五八二番)・『法華論疏』三卷(大正四〇・一八一八番)の五つあるが、「若二若三」に対する吉蔵の解釈は、『法華玄論』卷四に「文云、如来但以二一仏乗一故為二衆生一説レ法、無レ有二餘乗若二、若三」。此文次第列二三乗一也。但以二一仏乗一者、謂仏乗為二第一一也。無レ有二餘乗若二、若三者、無レ有二緣覚為二第二一、声聞為二第三一。以此文一詳レ之、即唯有二三車一。即執レ四為レ謬矣」(大正三四・三八九頁上)とあり、吉蔵が三車家といわれる根拠となつてゐる。丸山孝雄『法華教学研究序説 吉蔵における受容と展開』(平樂寺書店・一九七八年)によれば、『法華義疏』卷一「序品第一」の「問。乗権乘実以二一乗一為レ実餘二為レ権。身義云何。答。三身之中又得二法身一為レ実応化為レ権」(大正三四・四五三頁中)の部分より「世に三車家といわれる吉蔵の立場を端的に示している」と指摘している。また、里見泰穂「吉蔵の法華経解釈―吉蔵の法雲批判を中心として―」『法華経の思想と文化』(平樂寺書店・一九六五年)や丸山孝雄が『法華玄論』卷四(大正三四・三八八頁下〜三八九頁上)に吉蔵が挙げた法雲の四車説に対し、「光宅失旨也」と三車説の立場から批判している」と指摘する。また、日本では、弘法大師空海(七七四〜八三五)と同時代の三論宗の綱要集である玄叡集『大乘三論大義鈔』卷四「三車四車諍論第八」(大正七〇・一六八頁上〜一七〇頁中)にも三車家四車家について扱われている。

(6) 大白牛車：『法華経』卷二「譬喻品第三」の三車火宅の比喻において避難した子供達(衆生)に与えた牛車のこと。『法華経』卷二「譬喻品第三」(大正九・一二頁下)には、「爾時、長者各賜二諸子等大車一。其車高広、衆宝莊校、周匝欄楯、四面懸レ鈴、又於二其上二張二設幟蓋一。亦以二珍奇雜宝一、而嚴二飾之。宝繩絞絡垂二諸華瓔一、重二敷罽絨一、安置丹枕一、駕以二白牛一。膚色充潔、形体殊好、有二大筋力一、行步平正、其疾如風」とある。

(7) 三車…『法華經』卷二「譬喻品第三」(大正九・一二頁中～一三頁上)に見られる喩えのこと。三車火宅の比喩とは、火災となったことに気づかず家で遊んでいる子供達に、門の外にある羊車・鹿車・牛車を与えるので早く出てくるように呼びかけ、子供達を火の出た家より脱出させる話で、羊車を声聞乗、鹿車を縁覚乗、牛車を菩薩乗に喩えて三車を三乗の教えとしている。そして家の外に出た子供達全てに大白牛車を与え、羊車・鹿車・牛車を三乗に喩えて方便とし、大白牛車を一乗に喩えて真実としている。

(8) 三論宗…『中論』・『百論』・『十二門論』の三論の思想を旨とする学派のこと。吉蔵の教学に基づき大成された。空観の教学を中心とするが、インド中観派とは異なり一乗の立場に立つ。

(9) 『法華遊意』…吉蔵撰『法華遊意』(大正三四・六三三頁中)

(10) 小志…小乗を求める心。声聞乗・縁覚乗を指す。

(11) 大心…大乘を求める心。菩薩乗を指す。

### 【解説】

本条目は、前条目に引き続き『十住心論』の第七住心より「二道之乗馳<sup>三</sup>三駕<sup>二</sup>」の一節を引用している。そして、一道とは一乗を指すか否かについて問うている。

答えとして律師御房の仰せを挙げ、一道は一乗を指すとしても、吉蔵(三車家)のいう一乗は、法蔵や智顛(四車家)が主張する一乗とは異なると述べている。続いて、『法華經』卷二「譬喻品第三」(大正九・一二頁中～一三頁上)に説かれる三車火宅の比喩より、吉蔵は三乗のうち菩薩乗が一仏乗であり、牛車は大白牛車と同一と見て、三車家の立場を取ると述べている。

最後に『法華遊意』の序を引用し、小乗を求める心が先に生じたので、早く羊車と鹿車を走らせ、大乘を求める心が後に生じたので、白牛の車に乗ると述べている。中国では牛車と大白牛車を同一と見るか否かで問題となっており、同一ととらえる立場を三車家、異なるものととらえる立場を四車家という。吉蔵が三車家の立場を取ると本条目で述べている。

(増山賢俊)

## 七二、以羊鹿牛喻三乘事

### 【本文】

問。以<sup>①</sup>羊鹿牛<sup>②</sup>喻<sup>③</sup>三乘<sup>④</sup>之意如何。

答。義疏<sup>嘉祥</sup>第六云、羊車・鹿車・牛車者、菩薩化<sup>⑤</sup>世、声聞從<sup>⑥</sup>師並居<sup>⑦</sup>人間<sup>⑧</sup>之類故如<sup>⑨</sup>牛・羊<sup>⑩</sup>。緣覺進不<sup>⑪</sup>化<sup>⑫</sup>世、退不<sup>⑬</sup>從<sup>⑭</sup>師。喻<sup>⑮</sup>之如<sup>⑯</sup>鹿。以表<sup>⑰</sup>山林之流<sup>⑱</sup>。又積<sup>⑲</sup>、羊之為<sup>⑳</sup>狩其性遲鈍譬<sup>㉑</sup>於<sup>㉒</sup>声聞<sup>㉓</sup>、鹿性捷疾譬<sup>㉔</sup>於<sup>㉕</sup>緣覺<sup>㉖</sup>、牛力強恒引<sup>㉗</sup>重之<sup>㉘</sup>遠譬<sup>㉙</sup>於<sup>㉚</sup>菩薩<sup>㉛</sup>。又解、羊形小譬<sup>㉜</sup>小乘<sup>㉝</sup>、鹿形処<sup>㉞</sup>中譬<sup>㉟</sup>中乘<sup>㊱</sup>、牛形大譬<sup>㊲</sup>菩薩乘<sup>㊳</sup>也。

問。為<sup>㊴</sup>約<sup>㊵</sup>三智<sup>㊶</sup>明<sup>㊷</sup>中<sup>㊸</sup>三車優劣<sup>㊹</sup>、為<sup>㊺</sup>約<sup>㊻</sup>三斷<sup>㊼</sup>耶。

答。有人云、具約<sup>㊽</sup>三智斷優劣<sup>㊾</sup>、声聞但斷<sup>㊿</sup>正使<sup>㋀</sup>、緣覺假斷<sup>㋁</sup>小習<sup>㋂</sup>、菩薩結習俱傾。今謂、中乘斷<sup>㋃</sup>習經論無<sup>㋄</sup>文。但取<sup>㋅</sup>三智優劣<sup>㋆</sup>譬<sup>㋇</sup>三車不同<sup>㋈</sup>耳<sup>㋉</sup>。

### 【校勘】

(1) 問…底(慈)長(真)三門、種(海)●問、東(三)●問、前条  
の表記に揃えて改む。

(2) 之…海なし。

(3) 云…底(種)なし、東(慈)海(長)真により補う。

(4) 羊車鹿…薩乘也…海乃至。

(5) 羊…慈(長)車。

(6) 釈…底(種)東(長)真尺、慈により改む。

(7) 狩…長(獸)。

(8) 譬…種「」。

(9) 声…種其。

(10) 捷…底(種)櫃、東(慈)長(真)により改む。

(11) 譬…種(頭)。

(12) 恒…種(東)慈(海)輕。

(13) 譬…種(頭)。

(14) 譬…種「」。

(15) 譬…種「」。

(16) 譬…種「」。

(17) 云…底(種)慈(真)之、東(海)長により改む。

(18) 具…慈(長)其。

(19) 優…底(種)東(憂)、慈(海)長(真)により改む。

(20) 使…種(真)使。

(21) 仮…種(東)侵。

(22) 譬…種「」。

【訓読】

問ふ。羊鹿牛を以て三乗<sup>①</sup>に喩ふるの意如何ん。

答ふ。『義疏』「嘉祥」第六に云く、羊車・鹿車・牛車とは、菩薩は世を化し、声聞は師に従ひては並びに人間に居するの類になるが故に牛・羊の如し。縁覚は進んで世を化さず、退きて師に従はず。これを喩ふるに鹿の如し。以て山林の流<sup>たぐい</sup>を表す。又た釈するに、羊の狩らるる其の性の遅鈍なるを声聞に譬へ、鹿の性の捷疾なるを縁覚に譬へ、牛の力の強く恒に重きなるを引きて遠くに之くを菩薩に譬ふ。又

た解するに、羊の形の小なるを小乗に譬へ、鹿の形の中に処るを中乗に譬へ、牛の形の大なるを菩薩乘に譬ふるなり。

問ふ。<sup>(4)</sup>三智に約して三車の優劣を明かさんが為<sup>(5)</sup>に、三断に約すとせんや。

答ふ。<sup>(7)</sup>有る人の云く、具さに智断の優劣に約して、声聞は但だ正使を断じ、縁覚は仮に小習を断じ、菩薩は結習俱に傾く。今謂く、中乗の習を断ずること経論に文無し。但だし智の優劣を取りて三車の不同に譬ふるのみと文り。

### 【注釈】

(1) 三乗…声聞乘・縁覚乘・菩薩乘のこと。

(2) 『義疏』「嘉祥」第六…吉藏撰『法華義疏』卷五(大正三四・五二五頁下)のこと。本条では第六とあり、大正本の該当箇所とは卷数が異なる。

(3) 中乗…三乗の中間、縁覚乗のこと。

(4) 三智…一切智・道種智・一切智智のこと。それぞれ声聞・縁覚・菩薩に対応する。

(5) 三車…羊車・鹿車・牛車。『法華経』卷二「譬喻品第三」(大正九・十二頁下)に説く。

(6) 三断…『阿毘達磨俱舍論』に説く見所断・修所断・非所断のこと。断は、縛を断じて離縛を証得する意で、見道所断を見所断、修道所断を修所断、見修所断に非ざる法を非所断という。

(7) 有る人云く…法雲撰『法華経義記』卷四に「声聞止断<sup>二</sup>正使<sup>一</sup>別相枝条、能荷負<sup>二</sup>最劣<sup>一</sup>取譬<sup>二</sup>羊車<sup>一</sup>。縁覚侵<sup>二</sup>断小習<sup>一</sup>知見少広取譬<sup>二</sup>鹿車<sup>一</sup>。菩薩断<sup>レ</sup>習浄尽<sup>二</sup>知見円明運用最勝取譬<sup>二</sup>牛車<sup>一</sup>」(大正三三・六二〇頁中下)とある。なお、当該箇所は諸子索車の喩えに四重ある義のうち第三「索

車の義を覆明す」にあたる。『法華經義記』は、敦煌で発見された断片的な『法華經疏』を除けば、道生（三五五頃～四三四）の『妙法蓮花經疏』の次に古い『法華經』の注釈書である。本書は当時の傑出した著作であることから、吉蔵と智顛は批判しながらもその影響を受けたとされる。一方、聖徳太子は本書を尊重した。また法雲は、莊嚴寺僧旻、開善寺智蔵と共に梁の三大法師と称され、寺名に因み光宅ともいう。なお、法雲の著作で現存するものは『法華經義記』のみである。

(8) 正使…習気に対して煩惱の主体のこと。煩惱の余薫・習気に対して正といい、衆生を驅使して生死に流転するので使という。

(9) 小習…煩惱の余薫・習気のこと。少しの習気。正と習の中間。『法華經義記』にある「縁覚侵<sub>二</sub>断小習<sub>一</sub>知見少広取譬<sub>二</sub>鹿車<sub>一</sub>」（大正三三・六二〇頁）の用例による。

(10) 結習…煩惱の習気のこと。心のむすばれである結と誤った習慣性である習よりなる。

### 【解説】

本条目は、前条目に続いて三車に関する問答である。ここでは、三乗（声聞・縁覚・菩薩）を三車（羊車・鹿車・牛車）で喩えることについて、吉蔵の『法華義疏』を引用して答えている。

『法華義疏』では、三乗を羊鹿牛それぞれの性格、性質、大きさによって喩えている。すなわち、声聞は師に従うので羊、縁覚は衆生を教化せず師に従わないので鹿、菩薩は衆生を教化するので牛に喩えた。また、羊の性質は遅鈍のため声聞、鹿の性質は捷疾のため縁覚、牛の力は強く遠くまで行くので菩薩に喩えられる。また、羊は小さいので小乗、鹿は中位なので中乗（縁覚乗）、牛は大きいので菩薩乗に喩えている。

加えて『法華義疏』では、三智によつて三車の優劣を明かし、三断に約すかという問いに対して、法雲の講義録である『法華経義記』を引いて声聞は正使を断じ、縁覚は小習を断じ、菩薩は結習俱に滅すと答えている。しかし、中乘（縁覚）が習を断ずという文は経論にみられず、ただし智の優劣によつて三車の不同に喩えている。

(中村賢識)

### 七三、唯蘊迷無性事

#### 【本文】

問。論云、悲<sup>(2)</sup>唯蘊之迷<sup>(1)</sup>無性<sup>(1)</sup>文。三論玄云、外道不<sup>(3)</sup>達<sup>(3)</sup>二空<sup>(3)</sup>、横存<sup>(1)</sup>二人法<sup>(1)</sup>。毘曇已得<sup>(5)</sup>無我<sup>(5)</sup>、而執<sup>(1)</sup>法有性<sup>(1)</sup>。跋摩具辨<sup>(6)</sup>二空<sup>(6)</sup>、而照猶未<sup>(7)</sup>尽<sup>(7)</sup>。大乘乃言究竟<sup>(8)</sup>、但封執成<sup>(9)</sup>迷<sup>(9)</sup>文。律師御房仰云、跋摩者成実也<sup>(10)</sup>、大乘諸大乘也。

私云、唯蘊之迷<sup>(1)</sup>無性<sup>(1)</sup>者、毘曇執<sup>(1)</sup>法有性<sup>(1)</sup>、不<sup>(13)</sup>云<sup>(13)</sup>法無性<sup>(14)</sup>。故云<sup>(14)</sup>爾歟。

#### 【校勘】

- (1) 問<sup>(1)</sup>…<sup>(1)</sup>種<sup>(1)</sup>海<sup>(1)</sup>●問、<sup>(1)</sup>東四●問、<sup>(1)</sup>慈<sup>(1)</sup>長四問。  
 (2) 悲<sup>(2)</sup>…<sup>(2)</sup>底<sup>(2)</sup>種<sup>(2)</sup>非、<sup>(2)</sup>慈<sup>(2)</sup>海<sup>(2)</sup>長<sup>(2)</sup>真<sup>(2)</sup>により改む。  
 (3) 外道不<sup>(3)</sup>…<sup>(3)</sup>大乘也…<sup>(3)</sup>海なし。  
 (4) 横<sup>(4)</sup>…<sup>(4)</sup>底<sup>(4)</sup>種<sup>(4)</sup>東<sup>(4)</sup>慈<sup>(4)</sup>海<sup>(4)</sup>長<sup>(4)</sup>真<sup>(4)</sup>撥、<sup>(4)</sup>真注<sup>(4)</sup>『三論玄義』(大  
 (5) 得<sup>(5)</sup>…<sup>(5)</sup>慈<sup>(5)</sup>後、<sup>(5)</sup>慈<sup>(5)</sup>注<sup>(5)</sup>得<sup>(5)</sup>イ。  
 (6) 摩具<sup>(6)</sup>…<sup>(6)</sup>慈<sup>(6)</sup>摩是、<sup>(6)</sup>慈<sup>(6)</sup>注<sup>(6)</sup>摩具<sup>(6)</sup>イ。  
 (7) 辨<sup>(7)</sup>…<sup>(7)</sup>底<sup>(7)</sup>種<sup>(7)</sup>東<sup>(7)</sup>長<sup>(7)</sup>弁、<sup>(7)</sup>慈<sup>(7)</sup>辯、<sup>(7)</sup>真<sup>(7)</sup>により改む。



- (8) 尽…種懸。
- (9) 乃…真仍。
- (10) 執…種なし。
- (11) 成…慈なし、慈注成イ、真○。

- (12) 乘…真○。
- (13) 云…慈悔長真言。
- (14) 性…慈性不言法無性、慈注性不言法無性。五字イ無

【訓読】

唯蘊の無性に迷ふを悲しむの事

問ふ。『論』<sup>(2)</sup>に云く、唯蘊の無性に迷ふを悲しむと文り。『三論玄』<sup>(3)</sup>に云く、外道は二空に達せず、横ほしいまに人法を存す。毘曇は已に無我を得るも、而も法の有性を執す。跋摩は具に二空を辨ずるも、而も照は猶ほ未だ尽さず。大乘は乃ち言(6)しほ 究竟なれども、但だ封執して迷ひを成ずと文り。律師御房の仰せに云く、跋摩とは成実なり「小乗」、大乘は「諸の大乘なり」

私に云く、唯蘊の無性に迷ふとは、毘曇は法の有性に執して、法の無性を言はず。故に爾云ふか。

【注釈】

- (1) 唯蘊…空海撰『秘密曼荼羅十住心論』(以下、『十住心論』)にいう第四唯蘊無我住心のこと。すなわち小乗(声聞乘)のこと。
- (2) 『論』…『十住心論』巻七(弘全一・三三八頁)、『秘蔵宝鑰』巻下(弘全一・四五三頁)
- (3) 『三論玄』…吉蔵撰『三論玄義』一卷(大正四五・一頁上)
- (4) 毘曇…サンスクリット語 abhidharma の音写で「阿毘曇」の略称。阿毘達磨のこと。大乘仏教の教説

に対し、説一切有部を中心とした部派仏教の説と理解される。

- (5) 跋摩：『成実論』の作者 *Harivarmaṇ* (生没年不詳) の音写で「訶梨跋摩」の略称。訶梨跋摩の教学の象徴として『成実論』を挙げている。そして、阿毘達磨には法執が未だ存し、『成実論』では人法二空を破しているものの、それらは未だ小乗仏教の領域であると位置付けられている。

- (6) 言・  の音ルビにより「ことば」と訓む。

- (7) 封執：「ふうしゅう」と読み、とらわれること。玄奘訳『阿毘達磨俱舍論』(大正二九・一一六頁上)等にもみられる述語だが、『法華義疏』一二卷(大正三四・一七二番)、『中觀論疏』二〇卷(大正四二・一八二四番)、『十二門論疏』六卷(大正四二・一八二五番)、『三論玄義』一卷(大正四五・一八五二番)等の吉藏の著作において頻出する表現である。

- (8) 律師御房：木幡觀音院廻心房真空(二二〇四～二二六八)(以下、真空)のこと。高橋秀城「頼瑜の学問と和歌」(『中世宗教テクストの世界へ』名古屋大学大学院文学研究科・二〇〇二年)によると頼瑜撰『真俗雜記問答鈔』(真全三七・二〇八頁上)に「木幡歌云」として挙げられる真空の和歌と同様の和歌が素俊撰『檜葉和歌集』卷一に「権律師 定兼」と定兼の歌として挙げられていることを指摘している。そして、醍醐寺蔵本「伝法灌頂師資相承血脉」②(二五丁才『醍醐寺研究紀要』一号・醍醐寺文化研究所・一九七八年・六六頁)に「真空<sup>行、</sup>廻心房 定兼」とあることからこの「定兼」は真空の本名であると比定している。このことから、真空を律師御房と称すると考えられる。

## 【解説】

本条目は、前条目より引続き『十住心論』卷七ならびに『秘蔵宝鑑』卷下所説の第七覺心不生住心

にある文章についての問答である。第七覚、心不生住、心は三論宗の教義にあたるとされ、三論宗の祖師と考えられる嘉祥大師吉藏（五四九〜六二三）（以下、吉藏）の著作から主に引用された内容である。

ここで注目されるのが、真空と考えられる律師御房の説をあげる点である。真空は当時の三論宗の碩学として著名であり、第七覚、心不生住、心における三論宗の教義に関する記述を解釈するにあたり、頼瑜が真空説を重用しているものと考えられる。これらが頼瑜の見解に何らかの影響を与えた可能性を指摘することができる。

具体的に内容を概観すると、まず『十住心論』巻七または『秘蔵宝鑰』巻下の「悲<sup>三</sup>唯蘊之迷<sup>二</sup>無性<sup>一</sup>」という文章に対し、『三論玄義』巻一の「外道不<sup>レ</sup>達<sup>二</sup>二空<sup>一</sup>」以下の文を引用し、大乘と小乗の立場をあげる。ここに真空の注釈として、『成実論』および著者である訶梨跋摩は人法<sup>二</sup>二空<sup>一</sup>を説くが、いまだ小乗の立場であることが示されている。そして、頼瑜の見解として、アビダルマ学派は三世実有法体恒有説をとるため、法執が生じて法空を説かない。そのため小乗仏教である第四唯蘊無我住、心は、「悲<sup>三</sup>唯蘊之迷<sup>二</sup>無性<sup>一</sup>」と表現するのであるとする。

このように、本条目に真空の注釈を示していることがわかる。また、『真俗雜記問答鈔』本文には珍しく「私云」というかたちで頼瑜の見解が示されていることも注目される。

（小宮俊海）

七四、他緣阻境智事

【本文】

問。論云、歎<sup>①</sup>他緣之阻<sup>②</sup>境・智<sup>③</sup>文。今此境・智者、理智歟。

答<sup>④</sup>曰。仰云、爾也。三論宗意、報身中自受用常住無為談也。法身又爾也。變化他受用無常。是体・用別論

レ之意也。若相從、三身俱常住。俱無常。所以法身・自受、俱常住談故、境・智冥合<sup>⑤</sup>不<sup>⑥</sup>阻也。法相宗法身

常住、自受用無常談故、阻<sup>⑦</sup>境・智<sup>⑧</sup>也。

疑云、蓮花名勘文百論序疏并浄名玄引、今境・智者心・境之由被<sup>⑨</sup>勘。相違<sup>⑩</sup>云何。

又法相境・智冥合。依<sup>⑪</sup>レ之唯識論云智与<sup>⑫</sup>真如<sup>⑬</sup>平等平等、俱離<sup>⑭</sup>能取・所取相<sup>⑮</sup>故<sup>⑯</sup>文。

又三論因位智、談<sup>⑰</sup>無常<sup>⑱</sup>一見故。爾何境・智冥合耶。

又仰云。境・智言広、或理・智<sup>⑲</sup>付果、或心・境<sup>⑳</sup>付凡。若付<sup>㉑</sup>二心・境<sup>㉒</sup>論<sup>㉓</sup>レ之、法相立<sup>㉔</sup>三五重唯識<sup>㉕</sup>、遣<sup>㉖</sup>境存

レ識。而三論意依<sup>㉗</sup>二性塵<sup>㉘</sup>・性識<sup>㉙</sup>・塵・識俱無。仮塵・仮識<sup>㉚</sup>之義辺心・境俱有。何塵無・識有云耶。故百論

序疏云、一者性塵・性識、世諦並無。因緣塵・識世諦俱有。就<sup>㉛</sup>二本・末<sup>㉜</sup>言<sup>㉝</sup>レ之、由<sup>㉞</sup>レ心計<sup>㉟</sup>塵。而心外無<sup>㊱</sup>塵。

以<sup>㊲</sup>レ心為<sup>㊳</sup>レ本、以<sup>㊴</sup>レ塵為<sup>㊵</sup>レ末。則塵無、則識有。此是一往之定。然就<sup>㊶</sup>理定<sup>㊷</sup>是塵・識俱無。約<sup>㊸</sup>情辯<sup>㊹</sup>レ之、塵・

識俱有也<sup>㊺</sup>文。

而法相等祖師、非<sup>㊻</sup>初三云唯識・無境<sup>㊼</sup>。摂論・唯識等談<sup>㊽</sup>此義<sup>㊾</sup>。何唯識・無境<sup>㊿</sup>失。

嘉祥意云、摂論等說<sup>㊽</sup>無境有心<sup>㊾</sup>、於<sup>㊿</sup>境為<sup>㊽</sup>レ執。為<sup>㊾</sup>レ遣<sup>㊿</sup>彼、說<sup>㊽</sup>唯識無境<sup>㊾</sup>。借<sup>㊿</sup>識破<sup>㊽</sup>レ塵、云<sup>㊿</sup>爾識実有<sup>㊽</sup>、論

主等意許非也。而法相等末師、僻解唯識・無境云、猶存<sup>㊿</sup>識僻事也<sup>㊽</sup>云々。依<sup>㊿</sup>レ之、浄名玄云、外境既無。別心<sup>㊽</sup>

亦不有。則不心・不境。使<sup>(49)</sup>悟<sup>(50)</sup>入実相<sup>(51)</sup>。是故説<sup>(52)</sup>無境・有心<sup>(53)</sup>。此是对治悉檀<sup>(54)</sup>。非<sup>(55)</sup>第一義<sup>(56)</sup>。学入<sup>(57)</sup>不<sup>(58)</sup>禪<sup>(59)</sup>其旨<sup>(60)</sup>、便謂<sup>(61)</sup>無境・有心<sup>(62)</sup>。文。

又法相等理・智平等談、我宗談也。而三論已上非<sup>(63)</sup>彼云。既已宗、智無常、理常住<sup>(64)</sup>云、理・智平等云。其義不<sup>(65)</sup>符順<sup>(66)</sup>云也。又三論意因位智智<sup>(67)</sup>体常住也。

朝誉義云。謂、三論意起<sup>(68)</sup>実智<sup>(69)</sup>、見<sup>(70)</sup>中道理<sup>(71)</sup>時、万法皆歸<sup>(72)</sup>真空<sup>(73)</sup>。乃至自<sup>(74)</sup>心即如也。何物不<sup>(75)</sup>爾。所以言<sup>(76)</sup>諸法亦爾。但至<sup>(77)</sup>法相宗<sup>(78)</sup>、遺相證性之觀門前、都雖<sup>(79)</sup>遺<sup>(80)</sup>依他之仮相<sup>(81)</sup>、能觀<sup>(82)</sup>正智尚留<sup>(83)</sup>真空<sup>(84)</sup>之外<sup>(85)</sup>存<sup>(86)</sup>体。是豈<sup>(87)</sup>諸法爾之詞、得<sup>(88)</sup>其義相叶<sup>(89)</sup>耶。故他縁大乘之外取<sup>(90)</sup>色即是空・諸法亦爾之説<sup>(91)</sup>、為<sup>(92)</sup>覺心<sup>(93)</sup>之二重<sup>(94)</sup>也。

【校勘】

- (1) 問<sup>(1)</sup>…底<sup>(2)</sup>慈<sup>(3)</sup>長<sup>(4)</sup>真<sup>(5)</sup>五問、種<sup>(6)</sup>海<sup>(7)</sup>●問、東<sup>(8)</sup>五●問、前条  
目の表記に揃えて改む。
- (2) 曰<sup>(1)</sup>…底<sup>(2)</sup>種<sup>(3)</sup>同、東<sup>(4)</sup>慈<sup>(5)</sup>注<sup>(6)</sup>海<sup>(7)</sup>長<sup>(8)</sup>真<sup>(9)</sup>により改む。
- (3) 三論宗<sup>(1)</sup>一重也<sup>(2)</sup>…海<sup>(3)</sup>なし。
- (4) 又<sup>(1)</sup>…長<sup>(2)</sup>亦。
- (5) 爾<sup>(1)</sup>…真<sup>(2)</sup>爾之意。
- (6) 変<sup>(1)</sup>…底<sup>(2)</sup>種<sup>(3)</sup>長<sup>(4)</sup>反、東<sup>(5)</sup>慈<sup>(6)</sup>真<sup>(7)</sup>により改む。以下示さず。
- (7) 他<sup>(1)</sup>…慈<sup>(2)</sup>なし、慈<sup>(3)</sup>注<sup>(4)</sup>他イ。
- (8) 也<sup>(1)</sup>…真<sup>(2)</sup>なし。
- (9) 意<sup>(1)</sup>…底<sup>(2)</sup>真<sup>(3)</sup>真<sup>(4)</sup>、種<sup>(5)</sup>東<sup>(6)</sup>慈<sup>(7)</sup>注<sup>(8)</sup>長<sup>(9)</sup>により改む。
- (10) 若<sup>(1)</sup>…種<sup>(2)</sup>なし。
- (11) 住俱無常<sup>(1)</sup>…種<sup>(2)</sup>常、東<sup>(3)</sup>住無常、長<sup>(4)</sup>住俱無常也、真<sup>(5)</sup>住。
- (12) 常所以<sup>(1)</sup>俱常住<sup>(2)</sup>…種<sup>(3)</sup>なし。
- (13) 受<sup>(1)</sup>…口<sup>(2)</sup>受用。
- (14) 合<sup>(1)</sup>…真<sup>(2)</sup>加。
- (15) 相<sup>(1)</sup>…底<sup>(2)</sup>種<sup>(3)</sup>宗、東<sup>(4)</sup>慈<sup>(5)</sup>注<sup>(6)</sup>長<sup>(7)</sup>真<sup>(8)</sup>真<sup>(9)</sup>注<sup>(10)</sup>により改む。
- (16) 蓮花名勘文<sup>(1)</sup>…長<sup>(2)</sup>或人。

- (17) 并長並、以下示さず。
- (18) 智慈注智者イ。
- (19) 心慈注なし。
- (20) 被勘種勘、東被即、長令勘、慈注彼論イ勘。
- (21) 云慈注長如。
- (22) 真東慈注真なし。
- (23) 所取種なし。
- (24) 故口若。
- (25) 爾口爾者。
- (26) 付慈長真不。
- (27) 遣境種なし。
- (28) 依底慈なし、慈注依イ、真○、種東長口により改む。
- (29) 塵種登、東惟塵。
- (30) 仮底種東慈悔なし、長真により改む。
- (31) 諦真識、口諸。
- (32) 世諦種東なし。
- (33) 言慈注云。
- (34) 之口之実。
- (35) 則長なし。
- (36) 定口言。
- (37) 定口言。
- (38) 是長之。
- (39) 之種なし。
- (40) 境長境之、慈注境之イ。
- (41) 意慈注意云イ。
- (42) 云慈なし。
- (43) 無慈なし、慈注説無イ。
- (44) 借種備。
- (45) 破長遣。
- (46) 僻種仮。
- (47) 云種真なし。
- (48) 別長則。
- (49) 使種便、慈注悟イ。
- (50) 悟慈なし。
- (51) 壇底旦、種東慈長真により改む。
- (52) 禪種東体、長解。
- (53) 旨便種上使。

(54) 謂…慈長説。

(55) 相…長相宗、慈注相宗イ。

(56) 等…真等智理平等。

(57) 談…長談則、慈注談則イ。

(58) 住…慈注常イ。

(59) 順…種「」。

(60) 也…慈長なし。

(61) 又…真又云。

(62) 位…真信。

(63) 智…真なし。

(64) 時…種東海事。

(65) 空…長曰如、長注空イ。

(66) 心…東真身。

(67) 言…慈長云。

(68) 宗…東曰家。

(69) 門…曰行。

(70) 豈…種東なし。

(71) 爾…真示。

(72) 詞…東同。

(73) 耶…慈耶之。

(74) 心…慈真なし。

【訓読】

他縁の境・智を阻つを歎くの事

問ふ。『論』に云く、他縁の境・智を阻つを歎くと文り。今の此の境・智とは、理・智なるか。

答へて曰く、仰せに云く、爾なり。三論宗の意は、報身の中の自受用は常住にして無為と談ずるなり。法身も又た爾なり。変化と他受用とは無常なり。是れ体・用別に之れを論ずるの意なり。若し相從せば、三身俱に常住なり。俱に無常なり。所以に法身・自受、俱に常住と談ずるが故に、境・智冥合して阻てざるなり。法相宗には法身は常住、自受用は無常と談ずるが故に、境・智を阻つなり。

疑ひて云く、蓮花の『名勘文』に『百論序疏』並びに『浄名玄』を引き、今の境・智とは心・境の由と勘へらる。相違云何ん。

又た法相には境・智冥合せり。之れに依りて『唯識論』に云く、智と真如と平等平等にして、俱に能取・所取の相を離るるが故にと文り。

又た三論は因位の智は、無常と談ずと見へたるが故に。爾らば何ぞ境・智冥合せむや。

又た仰せに云く、境・智の言は広くして、或いは理・智「果に付く」、或いは心・境「凡に付く」なり。若し心・境に付きて之を論ぜば、法相には五重唯識を立てて、境を遣りて識を存す。而るに三論の意は性塵・性識に依りて、塵・識俱に無なり。仮塵・仮識の義辺は心・境俱に有なり。何ぞ塵無・識有と云はむや。故に『百論序疏』に云く、一には性塵・性識、世諦に並びに無し。因縁の塵・識は世諦に俱に有り。本・末に就きて之れを言はば、心に由りて塵を計す。而も心の外に塵無し。心を以て本と為し、塵を以て末と為す。則ち塵無、則ち識有とす。此れは是れ一往の定めなり。然も理に就きて是れを定めば、塵・識俱に無し。情に約して之を辨ぜば、塵・識俱に有なりと文り。

而るに法相等の祖師、初めて唯識・無境と云ふにあらず。『撰論』・『唯識』等に此の義を談ず。何ぞ唯識・無境の失ならむや。

嘉祥の意に云く、『撰論』等に無境・有心と説くは、境に於いて執を為す。彼を遣らむが為に唯識・無境を説く。識を借りて塵を破す。爾るを識実<sup>(20)</sup>に有りと云ふは、論主等の意許すにあらざるなり。而るに法相等の末師、僻解して唯識・無境と云ひて、猶ほ識を存すること僻事なりと云云。之れに依りて、『浄名玄』に云く、外境は既に無なり。別に心亦た不有なり。則ち不心・不境なり。実相に悟入せしむ。是の故に無境・有心と説くこと、此れは是れ対治の悉檀なり。第一義にあらず。学人其の旨を禪<sup>(23)</sup>らずして、便ち無境・有



心と謂ふと文り。

又た法相等に理・智平等と談ずるは、我が宗の談なり。而るに三論已上は彼にあらざると云ふ。既已すでに宗に、智は無常、理は常住と云ひながら、理・智平等と云ふ。其の義、順に符かずと云ふなり。又た三論の意は因位の智も智の体は常住なり。

朝あすの義に云く、謂く、三論の意は実智を起して、中道の理を見る時は、万法皆な真空に歸す。乃至自心は即ち如なり。何物か爾らざるか。所以に諸法は亦た爾りと言ふ。但だ法相宗に至りて、遺相26證性の觀門の前に、都て依他の仮相を遺すと雖も、能觀の正智は尚ほ真空の外に留まりて体を存す。是れ豈に諸法も亦た爾りの詞ことばは、其の義相叶ふことを得むや。故に他縁大乘の外に色29即是空・諸法亦爾の説を取りて、覚心31の一重と為すなり。

【注釈】

(1) 他縁…空海の十住、心想事成における第六他縁大乘住心のこと。法相唯識の思想教学をさす。

(2) 境・智…境は心が認識する外界の対象をいう。たとえば、眼・耳・鼻・舌・身・意の六つの感覺器官である六根が知覚する認識対象として、それぞれ色・声・香・味・触・法の六境が対応する。これら外界を実相としての理と捉えた場合、それらを認識する智慧を智といい、境智と対で表現する。

(3) 『論』…空海撰『秘密曼荼羅十住心論』（以下、『十住心論』）卷七（弘全一・三三八頁）、『秘藏宝鑰』卷下（弘全一・四五三頁）

(4) 理・智…理は覺られる真如としての理法・道理のことで、それに対し智はその理を自身が能動的に覺る智慧のことをいう。この現象世界である境を法而実相として真如である理と捉えた場合、それを

認識する智慧と対で表現している。

(5) 阻・圓の音ルビにより「へだつ」と訓む。

(6) 蓮花・高野山大伝法院学頭、蓮華院第一世顕揚房俊晴（一一八五）のこと。五智房融源（一一二〇）  
一二二七）に従つて密教を修学し、大伝法院内に蓮華院を開く。運敵撰『結網集』卷中（日仏六八・一三  
四頁中）に「和尚名俊晴。号<sub>二</sub>顕揚房<sub>一</sub>。未<sub>レ</sub>詳<sub>二</sub>何許人<sub>一</sub>。夙得<sub>二</sub>碩学之誉<sub>一</sub>。為<sub>二</sub>伝法院学頭<sub>一</sub>。嘗<sub>レ</sub>勦<sub>二</sub>蓮華  
院<sub>一</sub>居焉。其慧解深密。立玄妙。故後世学者。未<sub>レ</sub>始不<sub>レ</sub>推不<sub>レ</sub>称<sub>二</sub>蓮華院義<sub>一</sub>焉」とある。また、頼瑜撰『大  
日経疏指心鈔』卷二（大正五九・五九四頁下）に「先師<sub>蓮華院</sub>云。経薄伽梵句疏釈<sub>二</sub>本地法身<sub>一</sub>。准<sub>二</sub>諸経例<sub>一</sub>  
是<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>教主<sub>一</sub>文句也。住如来下示<sub>二</sub>住所<sub>一</sub>文言也。故知以<sub>二</sub>本地身<sub>一</sub>為<sub>二</sub>教主<sub>一</sub>。故大師以<sub>二</sub>此文<sub>一</sub>判<sub>二</sub>自性身  
説法<sub>一</sub>」と教主義に関する「蓮華院」の口伝を載せている。

(7) 『名勘文』…蓮華院顕揚房俊晴の著作と考えられるが典拠不詳。

(8) 『百論序疏』…吉蔵撰『百論疏』九卷（大正四二・一八二七番）の「序」部注釈箇所か。

(9) 『浄名玄』…吉蔵撰『浄名玄論』八卷（大正三八・一七八〇番）

(10) 『唯識論』…玄奘訳『成唯識論』卷九（大正三一・四九頁下）

(11) 能取・所取…認識する主体を能取、認識される対象を所取という。すなわち主観と客観をいう。取と  
は、感覚器官によつて知覚することをいい、その認識主観と知覚対象の関係をいう。

(12) 心・境…内心・外境の略称。能取・所取とほぼ同義。物事を認識する自身の精神領域を心といい、認  
識対象としての外界の現象世界を境という。よつて主観と客観の関係をいう。

(13) 五重唯識…法相宗の教義で唯識三性説を理解する①～⑤へ深まる五段階の観法のこと。①遺虚存実  
識、②拾濫留純識、③撰末帰本識、④隠劣顕勝識、⑤遺相証性識の五つをいう。

- (14) 塵・識…六塵と六識のこと。具体的には色・声・香・味・触・法の六塵(六境)と眼・耳・鼻・舌・身・意の六識のこと。すなわち、自身が煩惱によつて執着する心を起こす対象のことを塵という。それゆえ、自身が認識する外界世界すべてが執着する対象と成り得るので境の異名とされる。それに對し、識は対象を認識する心のはたらきをいう。
- (15) 『百論序疏』…吉蔵撰『百論疏』序(大正四二・三三七頁中)
- (16) 世諦…世俗諦の略称。仏の覺りの境界である眞実としての道理である眞諦に對し、世間的な世俗としての道理のこと。
- (17) 情…有情の意味や認識器官としての眼・耳・鼻・舌・身・意六根の意味もある。凡夫である有情は六根により対象を知覺するため、ここでは有情のレベルの認識と解する。
- (18) 『摂論』…眞諦訳『摂大乘論』三卷(大正三一・一五九三番)の取意を『浄名玄論』の文から想定していると考えられる。
- (19) 『唯識論』…玄奘訳『成唯識論』一〇卷(大正三一・一五八五番)の取意と考えられるが典拠不詳。
- (20) 嘉祥の意…吉蔵撰『浄名玄論』卷八(大正三八・九〇八頁下取意)
- (21) 『摂論』…眞諦訳『摂大乘論』三卷(大正三一・一五九三番)の取意文と考えられるが、吉蔵がどの記事を想定しているかは管見では典拠不詳。
- (22) 『浄名玄』…吉蔵撰『浄名玄論』卷八(大正三八・九〇八頁中)
- (23) 対治の悉檀…四悉檀の一つ。鳩摩羅什訳『大智度論』一卷(大正二五・五九頁中)に「有<sup>二</sup>四悉檀<sup>一</sup>。一者世界悉檀。二者各各為人悉檀。三者対治悉檀。四者第一義悉檀。四悉檀中総撰<sup>二</sup>一切十二部經八万四千法藏<sup>一</sup>。皆是実相無<sup>二</sup>相違背<sup>一</sup>」とあり、仏説は①世界悉檀、②各各為人悉檀、③対治悉檀、④第一

義悉檀の四悉檀にすべて収まるとされる。なかでも③対治悉檀は、貪欲の多い者には慈悲を説き、愚痴の多い者には因縁を説くとする。

(24) 禅…**底**…**種**…**東**…**慈**の音ルビにより「さとり」と訓む。

(25) 朝誉の義…重誉撰『十住心論抄』巻下(大正七七・六六四頁下取意)。凝然撰『浄土法門源流章』巻一に「彼世、同時有<sup>二</sup>光明山重誉大徳<sup>一</sup>。即三論碩匠也。兼<sup>二</sup>研密蔵<sup>一</sup>」(大正八四・一九六頁上)とあり、中世鎌倉時代すでに重誉は密教も兼ねる三論宗の碩学と認識されていたことがわかる。頼諭が十住心思想を理解する上で、法相教学に対する三論教学の優位性を考える際に重誉の説を参照する態度が窺える。また、重誉(一三九一—一四三三)の事績については増山賢俊「重誉撰『秘宗教相鈔』における即身成仏理解をめぐって—海惠撰『密宗要決鈔』における引用を中心に—」(『智山学報』六〇・二〇—二一年)に詳しい。

(26) 遺相證性の観門…五重唯識のうち⑤遺相証性識をさすと考えられる。④隱劣顕勝性において五位百法の心王である八識を顕し、これは依他起性の相とされる。この未だ遺された依他起性の相の空性を認識することにより円成実性を証得することができる観門を⑤遺相証性識という。

(27) 依他の仮相…依他は、依他起性のこと。唯識三性説の一つで、①遍計所執性、②依他起性、③円成実性のうちの②をさす。他に依つて生ずるものあり方。凡夫が虚妄分別を原因として認識し、現れた現象は真実としてのあり方ではなく、あくまでも仮に表された姿であるので仮相という。そのため依他起相を別名、仮有法とも称する。

(28) 詞…**底**…**種**…**東**…**慈**…**魯**の送り仮名・音ルビにより「ことば」と訓む。

(29) 色即是空…たとえば、玄奘訳『般若波羅蜜多心経』一卷(大正八・八四八頁下)に「色<sup>レ</sup>異<sup>レ</sup>空。空不

異色。色即是空。受想行識。亦復如是」とあるのをはじめ般若經典類に頻出するもので、この世界の物質的なものである色すべては縁起によって成立しているので実体的な自性は存在せず空であることを説明する定型句。

(30) 諸法亦爾…玄奘訳『大般若波羅蜜多經』卷六七（大正五・三八〇頁下）に「舍利子。由<sub>レ</sub>此縁<sub>一</sub>故、我作<sub>レ</sub>是説<sub>一</sub>。諸法亦爾、都無<sub>二</sub>自性<sub>一</sub>」とあるのをはじめ、般若經典類に繰り返し登場する表現で、色即是空と同じく、すべての存在は縁起によって生じており、自性はなく空であることを説明する定型句。

(31) 覚心の一重…十住心思想のうちの第八覚心不生心の第一段階の意味。重誉撰『十住心論抄』巻下（大正七七・六六四頁下）本文をみると「故他縁大乘之外取。色即是空・諸法亦爾之説、為<sub>二</sub>覚心不生之一重<sub>一</sub>也」とあり、覚心不生心を想定していることがわかる。また、頼諭は『大日経疏指心鈔』巻一二（大正五九・四四頁上）で同意趣の文をとくに重誉の説とことわらずに「覚心」の語句を解釈する箇所で見ている。

【解説】

本条目で注目されるのが、木幡山観音院真空（以下、真空）と考えられる律師御房の説と新たに蓮華院顯揚房俊晴（以下、俊晴）の説と考えられる蓮花の説と光明山沙門重誉（以下、重誉）の説をそれぞれあげる点である。

問答の内容としては、引続き『十住心論』巻七または『秘蔵宝鑰』巻下の「歎<sub>三</sub>他縁之阻<sub>二</sub>境・智<sub>一</sub>」という文について、ここにいう「境・智」とは「理・智」の関係と同じかという問いがなされ、その回答として同様であるとする。

そして、仏身のあり方、すなわち仏身観についての議論が展開される。具体的には真空の説として、三論宗の教義をあげるがあるのであるが、まずその前提を説明すると基本的な仏身観に①法身・②報身・③応身という三身説というものがある。また、三身説とは別に受用身という仏身がある。この受用身は自受用身と他受用身とに分けることができる。これら受用身を先の三身説に対応させて考えた場合、いかなる関係にあるかといった問題が起こる。そこで、自受用身を釈尊の自受法樂に象徴されるがごとく自利的な側面を表しているため法身に含まれるとされる。それに対し、他受用身は利他的な側面が表されているため応身として捉えられる。これらの考え方を開真合心説という。これらに基づいて三論宗の教義は、法身はもちろんのこと報身の中の自受用身も常住不変であるとする。それに対し、他受用身と変化身は無常転変するものと捉える。これらは仏本体として法身・自受用身と仏の働きとして他受用身・変化身(応身)を別々に説明したものであるとされる。それに対し、それぞれの仏身について考えた場合、法・報・応の三身すべてが常住にも無常にもなり得るといふ。そのため、自受用身である法身と報身は境・智の関係にあるとされ、同一和合して隔りがなくなるので共に常住となると考えるのである。このような三論宗の教義に対し、法相宗の立場は、法身は常住であるがあくまでも報身としての自受用身は無常とするのである。そのため法相宗の教義とされる第六他縁大乘住心を「歎<sup>三</sup>他縁之阻<sup>二</sup>境・智<sup>一</sup>」と表現しているのと説明するのである。

これに対し、俊晴の著作と考えられる『名勘文』には、吉蔵撰『百論疏』序ならびに吉蔵撰『浄名玄義』巻八が引用されており、それらを勘案すると、先の「阻<sup>二</sup>境・智<sup>一</sup>」の境・智とは、心・境の関係にあたると考えられるため、未だ疑いが残るとする。

また、法相宗の教義においても理・智が合一和合するとも考えられており、玄奘訳『成唯識論』巻九に

において、智について理(境)である真如と平等であり、主体と客体の相を離れていると説明している。

また、三論宗においても凡夫の立場では、智も無常であると説明していると見受けられ、そのため、理・智がただちに合一和合するともいえないのではないかと疑義が呈される。

これについて真空は、境・智といつてもその解釈は広範囲に及んでおり、仏の立場では理・智といい、凡夫の立場では心・境と表現するのであるとする。凡夫の立場として心・境について説明する場合、法相宗では五重唯識説をたてて、境を残した状態で識が存在するとする。これに対し、三論宗の立場では、色・声・香・味・触・法の六塵に対し、眼・耳・鼻・舌・身・意の六識が依存関係にあるので、ともに固定的実体はないと捉える。しかし、仮に塵・識ならびに心・境という概念をたてるのであるとする。なぜに塵無と識有といえるのだろうか。そこで、『百論疏』序を引用し、心(識)と塵(境)といった場合、本末の關係にあるとし、理の立場ではともに無であるが、衆生(凡夫)の観点からすればともに存在するのだと説明している。そして、法相宗の祖師が初めて唯識無境、すなわち塵無・識有をとなえたわけではない、そのこととは『攝大乘論』や『成唯識論』などに説かれているという。そのため、唯識無境(塵無識有)であっても問題ないのではないかとする。

これに対する吉蔵の見解として、『攝大乘論』において唯識無境の立場をとるのは、最終的に塵をなくすために識を仮にたてるのだという。それを後の法相宗の学僧が曲解して、唯識無境と識があると主張するようになってしまったのだとする。そして、『浄名玄論』巻八においては仮に識をたてることを対機説法として四悉檀の対治悉檀にあたりと説明している。

法相宗が理・智の平等を説くか否かについては、法相宗自らの立場としては理・智平等を説くとしている。しかし、三論宗の立場では唯識無境(塵無識有)を説くので理・智平等を説かないと理解している。そ

して、三論宗の教義では因位つまり凡夫でも智の本体は常住であるから既に備わっていると考えている。  
また、重誓の説として、三論宗は実際に仏の智慧を起して、中道の理法をみればすべてのものがあり方を空性と理解することができる。しかし、法相宗では、五重唯識説の最終段階である遺相証相觀門の直前に唯識三性説の依他起性が残存しており、円成実性により言語領域を超越するまで認識主体が存在することになる。それに対し、三論宗の立場である第七覺心不生住心は色即是空などの説によりすでに空性の境地にあると説明している。

以上の問答においては、境・智と理・智と心・境と塵・識といった概念、つまり能取・所取、主体・客体の関係性の理解について、法相宗と三論宗の教義を対比させている。

また、吉津宣英「吉蔵の唯識大乘義批判」(『吉津宣英著作集』一・臨川書店・二〇一八年)によると、吉蔵は『淨明玄論』等において三論側の立場から法相に対して批判的に教學活動を展開したとされる。本条目において特に注目されるのは、頼瑜が十住心思想において第七住心(三論)が第六住心(法相)より優位であることを証明するため、『淨明玄論』等の吉蔵の著作を引用し解釈している点である。これらの三論に対する教學的素養は恐らく真空より受学したのものと考えられる。

(小宮俊海)

## 七五、作論義於兩方有三說事

【本文】

問云。作<sup>①</sup>論義<sup>①</sup>、於<sup>②</sup>兩方<sup>②</sup>有三說<sup>①</sup>。兩偏俱道理。或一辺道理、一辺證文。或兩辺同證文。<sup>②</sup>善惡<sup>③</sup>云何乎。<sup>④</sup>



答。隆詮僧都御房口云、三説俱用<sup>(5)</sup>之。<sup>(6)</sup><sup>(7)</sup><sup>(8)</sup>

又律師御房口伝、同<sup>(9)</sup>之。

蓮花院口云、一辺證文、一辺道理以為<sup>(9)</sup>吉。<sup>(10)</sup>但兩辺俱道理・證文有、道理方先立<sup>(11)</sup>道理、為<sup>(12)</sup>證<sup>(13)</sup>道理<sup>(14)</sup>出<sup>(15)</sup>レ文、證文方先<sup>(16)</sup>證文、以<sup>(17)</sup>道理<sup>(18)</sup>成<sup>(19)</sup>證文、兩辺俱道理・證文アリト云へトモ無<sup>(20)</sup>レ失。

【校勘】

(1) 問<sup>(21)</sup>…底<sup>(22)</sup>慈<sup>(23)</sup>長<sup>(24)</sup>六問、種<sup>(25)</sup>東<sup>(26)</sup>●六問、海<sup>(27)</sup>●問、前条目  
の表記に揃えて改む。

(2) 文<sup>(28)</sup>…真<sup>(29)</sup>之。

(3) 云<sup>(30)</sup>…慈<sup>(31)</sup>海<sup>(32)</sup>長<sup>(33)</sup>如。

(4) 乎<sup>(34)</sup>…種<sup>(35)</sup>東<sup>(36)</sup>海<sup>(37)</sup>耶、以下示さず、長<sup>(38)</sup>なし。

(5) 隆<sup>(39)</sup>…底<sup>(40)</sup>際、慈<sup>(41)</sup>除、慈<sup>(42)</sup>注<sup>(43)</sup>隆<sup>(44)</sup>歟、底<sup>(45)</sup>注<sup>(46)</sup>種<sup>(47)</sup>東<sup>(48)</sup>海<sup>(49)</sup>長<sup>(50)</sup>真<sup>(51)</sup>

により改む。

(6) 僧<sup>(52)</sup>…底<sup>(53)</sup>仰、底<sup>(54)</sup>注<sup>(55)</sup>種<sup>(56)</sup>東<sup>(57)</sup>慈<sup>(58)</sup>海<sup>(59)</sup>長<sup>(60)</sup>真<sup>(61)</sup>により改む。

(7) 御房口…海<sup>(62)</sup>なし。

(8) 之<sup>(63)</sup>…慈<sup>(64)</sup>長<sup>(65)</sup>真<sup>(66)</sup>なし、慈<sup>(67)</sup>注<sup>(68)</sup>用<sup>(69)</sup>之<sup>(70)</sup>イ。

(9) 吉<sup>(71)</sup>…慈<sup>(72)</sup>注<sup>(73)</sup>吉<sup>(74)</sup>但<sup>(75)</sup>イ。

(10) 但<sup>(76)</sup>…慈<sup>(77)</sup>なし。

(11) 文<sup>(78)</sup>…真<sup>(79)</sup>之。

(12) 挙<sup>(80)</sup>…真<sup>(81)</sup>学。

(13) 證<sup>(82)</sup>…底<sup>(83)</sup>注<sup>(84)</sup>□。

(14) 道理<sup>(85)</sup>…種<sup>(86)</sup>なし。

(15) 文<sup>(87)</sup>…海<sup>(88)</sup>文<sup>(89)</sup>アリ、慈<sup>(90)</sup>注<sup>(91)</sup>文<sup>(92)</sup>有<sup>(93)</sup>イ。

(16) 云<sup>(94)</sup>…種<sup>(95)</sup>東<sup>(96)</sup>なし。

【訓読】

問ひて云く、論義を作るに、<sup>(1)</sup>兩方に於いて三説有り。兩偏俱に道理なり。<sup>(2)</sup>或いは一辺は道理、一辺は證<sup>(3)</sup>文なり。或いは兩辺同じく證文なり。善悪云何んや。

答ふ。隆詮僧都御房の口に云く、三説俱に之れを用ゐる。

又た律師御房の口伝、之れに同じ。

蓮花院の口に云く、一辺の證文、一辺の道理を以て吉と為す。但し両辺俱に道理・證文有りとも、道理の方には先に道理を立てて、道理を證せんが為に文を出だし、證文の方には先に證文を挙げ、道理を以て證文を成ずれば、両辺俱に道理・證文ありと云へども失無し。

### 【注釈】

(1) 両方：「りようよう」と訓む。論義の形式の一つ。藤田隆乘「根来の論義」（智山伝法院編『智山の論義

—伝法大会と冬報恩講—智山伝法院選書一・二〇〇五年・五七頁）によれば、「問者と答者が相反する見解を主帳し、問答を重ねながら結論を導く論義形式。両方とは、問者があるテーマについて矛盾する二つの見解を提示することからその名がある」とされる。

(2) 道理：議論する内容について、自身の主張について論証するための道理や解釈のこと。

(3) 證文：議論する内容について、自身の主張を証拠づける文章のことで、主に仏説としての經典や、祖師先徳の著した論書や注釈書等の文のこと。

(4) 隆詮御房の口：典拠未詳であるが、隆詮は元瑜撰『血脈類集記』卷八（真全三九・一八二頁上）に「三代同付法権少僧都練性付法一人。年七十八。練性事。右京大夫長輔卿。仁証法印灌頂資。号輔僧都。隆詮阿闍梨年三十一。侍従。左京大夫長輔卿息。建曆三年八月二十九日酉危宿日曜於「真乘院」受レ之。色衆十口」とあり、練性より仁和寺真乘院において建曆三年（一二二三）に付法したことがわかる。また、明恵房高弁（一一七三—一二三三）の竜樹造『阿耨多羅三藐三菩提心論』に対する講義の聞

書である『納涼坊談義記』（慶應義塾大学蔵）に聴聞者の一人としても名を連ねている。これらに従えば隆詮の生年は寿永一年（一一八二）となる。また、高橋秀城「頼瑜の学問と和歌」（『中世宗教テクストの世界へ』名古屋大学大学院文学研究科・二〇〇二年）に頼瑜の思想形成における明恵の影響を考えた場合、隆詮が介在した可能性について指摘している。

【解説】

本条目は、論義の問答を作成する方法についてである。根来寺大伝法院の教学活動において重要な論義の形式に関する記述について蓮華院顕揚房俊晴（以下、俊晴）の説をあげる点も注目し値すると思われる。まず、両方論義の場合、①相反する説それぞれの道理を提示するものと、②一方は道理、一方は仏典にある証文を提示するもの、③相反する説それぞれの証文を提示するものの三種があるとされる。これらのうち、善し悪しがあるのかという問いである。これに対し、その回答に仁和寺隆詮御房（以下、隆詮）また木幡山観音院真空（以下、真空）の説として、三種どれも用いるとしている。そして、俊晴の説は、一方を証文、一方を道理とするのが良いとする。ただし、道理を示す場合は先に道理を示してからそれを補充するため引用文を用いる。それに対し、証文を示す場合は、先に証文をあげて、その後道理を用いて証文を理論付ける。どちらの立場も道理と証文を用いることに問題はないとしている。以上、両方論義の作成方法として、道理と証文の提示の仕方について隆詮、真空、俊晴の三師の見解を提示している。また、両方論義の形式として梶尾祥雲「伝法談義と根来豎義」（『日本密教学道史』梶尾祥雲全集六・臨川書店・一九八八年・一二二頁）においても本条目の記述を紹介している。

（小宮俊海）

七六、兩方論義二用同題俱將如何可云耶事

【本文】

①又問云、兩方論義二用、同題俱ハタ如何可レ云耶。  
②答。僧都御房口云、爾云無<sup>⑤⑥</sup>失。蓮花院口云、ハタメキツレタルハ無<sup>⑦</sup>聞。兩方論義俱用、一可レ云耶云、一ハタ如何可レ為。是為<sup>⑧</sup>吉也。

【校勘】

- (1) 又…底種東慈長七又。  
(2) 同…東問。  
(3) ハタ…慈長將。  
(4) 僧…底仰、底注僧。  
(5) 爾云…海云爾。  
(6) 無…種爾。  
(7) 花…慈華。  
(8) 也…慈長なし、慈注也イ。

【訓読】

又た問ふて云く、兩方論義を二つ用ゐるに、同題には俱にハタ如何と云ふべしや。  
答ふ。僧都御房の口に云く、爾云ふに失無し。蓮花院の口に云く、ハタメキツレタルハ聞き無し。兩方論義俱に用ゐれば、一をば云ふべしやと云ひ、一をばハタ如何と為すべし。是を吉と為すなり。

【注釈】

(1) 両方論義…「りようよう」と訓み、二つの矛盾する論理・典拠を並べた上で問答を重ね、結論を導く論義形式の一つ。

(2) 僧都御房…仁和寺隆詮(一一八三～一二二三?)のこと。

(3) 蓮花院…高野山大伝法院学頭・蓮華院第一世顕揚房俊晴(一一八五?)のこと。

(4) ハタメキツレタルハ…東大寺本には「ハタメキツレタルハ」と間隔を空けて表記されている。ハタ(〜とはいえ)、メキ(めくの連用形。〜のようになる)、ツレ(つ)の已然形。〜ですから、(〜けれども)、タルハ(たる)の連体形。〜であるは)と考えられ、両方論義において「○ハタ□のようになることや、○ツレ□とあることは(聞き無し)」という意味で捉えることができよう。

【解説】

本条目は前条目に引き続き両方論義の方式について説明する。両方論義において「ハタ如何」という定型句を用いるのか否やについて、隆詮は用いて問題ないとし、俊晴はハタ(〜とはいえ)、ツレ(〜ですから、〜けれども)というような文言を使用することは聞いたことがないという両者の口伝を述べる。

両方論義は名のごとく矛盾する二つの論理や典拠を並べ、議論していく論義方式である。

現在の智積院(真言宗智山派)・長谷寺(真言宗豊山派)の論義では、表と裏の算題を論義する時に「○○○ハタ云何。□□□云ふべしや」というように、表の題の内容(○)と裏の題の内容(□)を併せて述べる論義方式がある。これと同様に頼楡が活躍した時代、両方論義において一つの問題に対して二つの矛盾する論理を「○○○云ふべしや。□□□ハタ云何」と並べる形式があったものと考えられる。

七七、進難問者取牒歟事

【本文】

又問。答者令進難云、論義問者取牒歟如何。

答。廻心房律師口云、答論義条許取進云、論義条不取之、至彼論義之處、出進文難之(僧都御房仰又同之)。蓮花院義云、興福寺・東大寺異説也。東大寺不取之。興福寺取之。故興福寺、東大寺半条云難口云云。近來鎮守講可進也。取之也。

【校勘】

- (1) 又…底(慈)長八又、種●又、東八●又。
- (2) 答…イ云乎。
- (3) 者…慈(海)長なし、慈補(海)注(長)注者。
- (4) 難…(海)長離。
- (5) 牒…底(種)条、底注(牒)、慈(將)、慈注(牒)乎。底注(海)長(真)により改む。
- (6) 之…種(東)海(真)なし。
- (7) 処…真所。
- (8) 難…慈(海)長離。
- (9) 花…慈(華)。
- (10) 興…種(興)。
- (11) 東大寺…種(興)なし。
- (12) 興…種(興)。
- (13) 興…種(興)。
- (14) 難…底(底)注(種)東(慈)海(長)離、東注(口)、長注(イ)惡、(真)により改む。

【訓読】

又た問ふ。答者進の難せしめよと云ひ、論義の問者牒を取るか如何。

答ふ。廻心房律師の口に云く、答たる論義の条許り取りて進めと云ふに、論義の条をばこれを取らずして、彼の論義の処に至りて、進文を出だしてこれを難ず。「僧都御房の仰せも又たこれに同じ」

蓮花院の義に云く、興福寺・東大寺は説を異にするなり。東大寺にはこれを取らず。興福寺にはこれを取る。故に興福寺には、東大寺の半条と云ひて難口すと云云。近來の鎮守講には進むべきなりと。これを取るなり。

【注釈】

(1) 廻心房律師・観音院廻心房真空(一一〇四〜二六八)のこと。

(2) 僧都御房・仁和寺隆詮(一一八三〜一二一三?)のこと。

(3) 蓮花院・高野山大伝法院学頭・蓮華院第一世顕揚房俊晴(一一八五)のこと。

(4) 興福寺・東大寺・院政期より興福寺・東大寺を始めとする南都の諸寺院では様々な寺内法会が開催されていた。興福寺においては、宮中御齋会・薬師寺最勝会とともに南都三会に数えられる興福寺維摩会や、慈恩会が開催され教学の研鑽がなされていた。

(5) 鎮守講・鎮守講とは鎮守に対して法楽を供するための論義法会を言う。様々な寺院で行われているが、ここでは根來寺の神宮寺(御社)の鎮守講を指すものと考えられる。

『塵塚』によれば、「問。其余愚草於<sub>二</sub>何会场<sub>一</sub>沙<sub>二</sub>汰之<sub>一</sub>乎。答。先於<sub>二</sub>伝法院<sub>一</sub>二季<sub>三</sub>春<sub>三</sub>次<sub>三</sub>大会<sub>三</sub>百日。

徒三月十一日至七月朔日。次於「御社」鎮守講。自十一月朔日至十二月十二日二十四八條。每（後略）。「塵塚」——新義方論  
毎日百廿人宛出任スル也。日最勝王經讚。秘鍵經釈大般若真説一卷。  
【解法】『豊山学報』二五・一九八〇年・一五五頁とあり、頼瑜が鎮守講などの根来での論義より愚草  
類を編纂していたことを示唆する記述がある。

### 【解説】

本条目は、論義において牒を取るか否やについて真空と隆詮と俊晴の三師の説を紹介している。「牒を取る」とは、論義において「問ふ・答ふ」と初重の問答をした後に、二重の問答の「問ふ」で初重の問答の内容を確認のために繰り返すものである。

真空と隆詮の口説では、牒(条)を取って次の問いに進むことを良しとして、牒を取らずに次の問いに進むことを難じている。

俊晴の口説では、興福寺と東大寺の説を紹介し、東大寺では牒を取らず、興福寺では牒を取るとしている。そのため、興福寺では東大寺が中途半端な論義であると難癖をつけているとする。

そして、近來の鎮守講では牒を取るとして、当巻が撰述された頃に根來の論義がどのように執行されていたかを窺わせる貴重な資料である。

(野々部利生)

### 七八、初論義作過之時先沙汰之歟事

又問。<sup>①</sup>答者初論義作レ過之時、先可レ沙<sup>②</sup>汰之<sup>③</sup>耶。



答。僧都仰云、至<sub>二</sub>彼論義之処<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>沙汰之<sub>二</sub>也<sub>一</sub>。或<sub>三</sub>云<sub>一</sub>、先沙汰之<sub>二</sub>歟<sub>一</sub>。

【校勘】

- (1) 又<sub>二</sub>底<sub>一</sub>慈長九又、<sub>二</sub>種<sub>一</sub>●又、<sub>二</sub>東九<sub>一</sub>●又。
- (2) 沙汰<sub>二</sub>底<sub>一</sub>種<sub>二</sub>慈<sub>一</sub>悔サタ、<sub>二</sub>東長<sub>一</sub>真により改む。
- (3) 或云先<sub>レ</sub>汰之歟<sub>二</sub>長<sub>一</sub>なし。
- (4) 沙汰<sub>二</sub>底<sub>一</sub>種<sub>二</sub>東<sub>一</sub>慈<sub>二</sub>悔サタ、<sub>一</sub>真により改む。

【訓読】

又た問ふ。答者初めの論義に過を作す時、先づこれを沙汰すべきや。

答ふ。僧都の仰せに云く、彼の論義の処に至りてこれを沙汰すべきなり。或いは云く、先づこれを沙汰するか。

【注釈】

(1) 僧都<sub>二</sub>仁和寺隆詮<sub>一</sub>（二一八三〜二二三三？）のこと。

【解説】

本条目は答者が論義において過失を犯した時の対処法について、隆詮の口説を述べるものである。理解可能な範囲で解釈すれば「初めの論義」において答者が過失を犯した時に、直ちに弁明すべきかという問いがあり、それに対して隆詮の口説を引いて、「彼の論義」に至って弁解すべきと言い、或いはすぐに弁解してもいいかもしれないという問答であると考えられる。

しかし、文章中の「初めの論義」「彼の論義」というものが何を想定しているのか、この文章からのみでは判然としない。

恐らく「初めの論義」「彼の論義」は、論題が一緒であるが議論する場が異なるものと考えられる。例えば報恩講出仕論義が開白する以前に行われる習試（「ならし」と訓み、答者の意見が検討される場）での論義を「初めの論義」として、開白後の本座、すなわち本番での論義を「彼の論義」としているとも捉えられる。このような場面を想起することができるが、本文では報恩講とは明記しておらず推測の域を出ない。

論義の方式に関する資料として『塵塚』が現存するものの、『塵塚』にも見られない記述から論義研究における資料的価値は高い。

（野々部利生）

## 七九、論匠随喜導師作法事

### 【本文】

又問。<sup>①</sup>論匠随喜導師、終一双問答中何勤<sup>②</sup>之耶。

答。僧都仰云、答者勤<sup>①</sup>之。立<sup>③</sup>座着<sup>④</sup>「半畳」之時、問者先立。

### 【校勘】

④には該当箇所なし。

(1) 又…①底②総③長十又、④種●●又、⑤東十●●又。

(2) 導…①底②種③総④道、⑤東⑥長⑦真により改む。

(3) 着・(東)著。

(4) 問…(慈)補 則イ問、(長)則問。

【訓読】

又た問ふ。論匠(1)の随喜導師、終はりの一雙問答の中何れがこれを勤むるや。  
答ふ。僧都(3)の仰せに云く、答者これを勤む。座を立ちて半畳に着く時には、問者先づ立つ。

【注釈】

(1) 論匠…ここでは論匠ろんじやう論義ろんぎのことを指す。豎精の後に行われる番つが論義ろんぎで、名の如く豎精での上臈(優秀者)がこれに出仕し、鎮守に対して論義法樂を供する。編成として導師、一番の問者・答者、二番の問者・答者、三番の問者・答者の計七名が出仕し、それぞれ二条(二題)の問答を交わす。

(2) 随喜導師…論匠論義において、導師とは別に論義の後に祈願文を唱える役。高井観海「伝法大会豎義綱要」(『高井観海著作集』三・うしお書店・二〇〇一年)によれば「令法久住利益人天諸徳学侶諸願成弁叩二頭密両宗之疑関一鳴二浅深三双之論鼓一、因レ之社壇基固学侶運久、満寺諸徳万歳恵命保給者、謹奉レ祈廻向無上菩提」の文を唱えると言ふ。

(3) 僧都…仁和寺隆詮(一一八三〜一二三三?)のこと。

【解説】

本条目は論匠論義における随喜導師の所作に関して隆詮の口伝を用いて解説する。  
論匠論義において、最後の一雙問答をする問者・答者の何れが随喜導師を勤めるのかという問いに対し

て、隆註の口説を用いて解説している。

まず、答者が随喜導師を勤め、自席を立ち、半畳に到着する頃に、問者は先に自席を立座するという所作が紹介されている。

現代における論匠論義に関しては、高井観海「伝法大会豎義綱要」(『高井観海著作集』三・うしお書店・二〇〇一年)に、詳細な作法が紹介されており、最後の問答の答者が随喜導師を勤めることなどが一致している。

(野々部利生)

